

平成27年

賃金事情等総合調査（概況）

～「賃金事情調査」及び「退職金、年金及び定年制事情調査」～

中央労働委員会事務局

（平成28年2月）

平成 27 年賃金事情等総合調査（概況）

— 「賃金事情調査」及び「退職金、年金及び定年制事情調査」 —

本調査は、中央労働委員会が労働争議の解決に向けて行うあっせん・調停等の参考として利用するための情報を収集することを主目的として、昭和 27 年以降毎年実施しているものである。「賃金事情調査」は毎年、「退職金、年金及び定年制事情調査」は隔年で実施しているもので、この調査事項の一部を集計し公表するものである。

〔調査の説明〕

1 調査対象期日

平成 27 年 6 月末日又は 6 月分賃金締切日現在とした。ただし、一部の調査事項は、一定の期間を対象としている。集計表の表題、注を参照のこと。

2 調査対象企業

両調査共通で、原則として、次に該当する企業の中から独自に選定した 380 社で固定している。

- (1) 資本金 5 億円以上 (2) 労働者 1,000 人以上

3 調査対象労働者

調査対象労働者は、短時間労働者を除く期間を定めずに雇われている労働者である。長期欠勤者や賃金の全部又は一部を支給していない出向者等は除く。管理職、役員及び理事でも一般労働者と同じ給与規程等が適用される者は対象とする。

4 回答状況

回答企業は「賃金事情調査」が 233 社で回答率は 61.3%、「退職金、年金及び定年制事情調査」が 230 社で回答率は 60.5%であった。

5 集計方法

- (1) 産業分類は、労働争議の調整の参考にする観点から、中央労働委員会事務局が独自に区分したもので、日本標準産業分類とは必ずしも一致しない。
- (2) 集計値は、該当する企業数又は企業ごとの数値を単純に平均して得た、1 社当たりの単純平均値である。ただし、「賃金事情調査」の「平均年齢」、「平均勤続年数」及び「平均賃金（所定内・所定外）」は、労働者数による加重平均である。
- (3) 「事務・技術労働者」と「生産労働者」の区分が困難であると回答した企業については、回答数値を「事務・技術労働者」のものとして集計した。

〔集計結果利用上の注意〕

- 1 本調査は、固定された 380 社を対象としたものであることから、通常の統計調査とはその性格が異なる。
- 2 平成 27 年調査では、調査対象企業を一部入れ替えた。また、産業分類を一部改定した。このため、前回との比較には注意を要する。
- 3 本調査の性質上、調査項目が多岐にわたり、また複雑なこともあり、必ずしも全ての調査項目に回答を得ているとは限らない。このため、集計社数が調査項目によって異なる。

- 4 表中の符号等の用法は、次のとおりである。
- 「 - 」 ……回答を得ていないもの
 - 「 0.0 」 …… $0 < \text{当該数値} < 0.05$ 又は 0.005 であったもの
 - 「 * 」 …… 回答企業が 1 社である調査事項
- 5 本文表などの構成比については、四捨五入の関係で内訳の和が合計欄の数値と一致しない場合がある。

〔主な用語の説明〕

賃金事情調査

1 所定内賃金

毎月きまって支給する賃金（基本給、奨励給（個人能率給、団体業績給等）、役付手当、交替手当、特殊勤務手当、技能手当、技術（資格）手当、家族手当、通勤手当、住宅手当、地域手当、出向手当等が該当する。）のうち、2の所定外賃金に該当しない賃金のことである。なお、モデル所定内賃金には通勤手当と交替手当は含めない。

2 所定外賃金

毎月きまって支給する賃金のうち、所定外労働時間の労働に対して支給する賃金のことである。超過勤務手当、休日出勤手当、所定外労働時間が深夜に及ぶ場合の深夜労働の割増賃金（交替勤務に係るものは含めない。）等が該当する。

3 ベースアップ

賃金表の改定により賃金水準を引き上げることをいう（一部の常用労働者のみに行う場合を含む。）。

4 一時金

支給条件・規則等の規定のある（算定方法の規定の有無は問わない。）一時金のことをいい、賃金改定に伴う月例賃金の追給分、創立記念一時金、永年勤続給付金及び臨時的・突発的・季節的に支給するもの（結婚祝金、傷病一時金、災害見舞金、冬季暖房一時金等）は含めない。

平成 26 年年末一時金とは、平成 26 年 9 月～平成 27 年 2 月の間に、平成 27 年夏季一時金とは、平成 27 年 3 月～8 月の間に支給された一時金をいう。

5 モデル所定内賃金

学校を卒業後、直ちに（大学卒は 22 歳、高校卒は 18 歳）入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者（モデル）のうち、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数別）に該当する者の所定内賃金をいう。賃金表や昇給表等から理論的に算出されるものであるが、それが難しい場合にはモデル条件に該当する実在者の所定内賃金とする。ただし、通勤手当と交替手当は含めない。

6 事務・技術労働者（又は「事務・技術」）

管理、経理、営業、人事、福利厚生等の「事務」部門に従事する「事務労働者」と研究開発等の「技術」部門に従事する「技術労働者」をいう。

7 生産労働者（又は「生産」）

主に物の生産及び建設作業の現場において生産業務及び生産工程に関する記録、検査、運搬、

梱包等の業務に従事する労働者をいう。ただし、作業に従事しない職長、組長等の監督的労働者は「事務・技術労働者」とする。

8 総合職

基幹的業務又は企画立案、対外折衝等総合的な判断を要する業務に従事する職種をいう。

9 一般職

主に定型的業務に従事する職種をいう。

退職金、年金及び定年制事情調査

1 退職一時金制度

定年、会社都合、自己都合及び死亡等の理由で退職した者に、あらかじめ定められた規程等に基づいて、企業又は退職金管理機関から一時金を支給する制度をいう。ただし、年金受給資格取得前の退職者に年金原資から支給する脱退一時金は含めない。

退職一時金の算定基礎について

①「退職時の賃金を用いる方式」

②「別テーブル方式」

退職一時金算定のために、賃金表とは別体系（テーブル）のものを用いる方式

③「点数（ポイント）方式」

退職一時金算定のために、職能等級、勤続年数等を一定の点数に置き換える方式

2 退職年金制度

上記1の理由で退職した者に、規約又は契約に基づき、企業又は退職年金資産管理運用機関等から退職者本人又は遺族に対し、継続して企業年金を支給する制度をいう。

① 確定給付企業年金

「確定給付企業年金法」（平成14年4月施行）の規定に基づく年金。従業員が受け取る給付額があらかじめ約束されており、規約型と基金型の2つの種類がある。

② 確定拠出年金

「確定拠出年金法」（平成13年10月施行）の規定に基づく年金。企業が拠出する掛金が確定しており、加入者（従業員）が運用の責任を負い、給付額はその結果により変動するものをいう。個人型と企業型があるが、本調査では企業型を対象とする。

3 モデル退職金

学校を卒業後直ちに入社し、その後標準的に昇進した者で、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数別）に該当する者の退職金をいう。

4 定年制

労働者が一定年齢に達したとき雇用契約を解除する制度をいう。ここでは、あらかじめ就業規則等によって定めているものを対象にしている。

5 選択定年制（早期退職優遇制度）

定年年齢に達する前に退職する者を対象に退職金の支給額等を優遇することにより、早期退職を奨励する制度をいう。

6 継続雇用制度

企業が雇用している高年齢者を、その希望に応じて定年後も引き続いて雇用する制度をいう。「勤務延長制度」と「再雇用制度」がある。

① 勤務延長制度

定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を直ちに退職させることなく継続して雇用する制度をいう。

② 再雇用制度

定年年齢に到達した者を一旦退職させ、改めて同一企業との雇用契約を締結する制度をいう。

調査結果の概要

1 賃金事情調査

(1) 賃金改定状況

① 賃金改定額

平成 26 年 7 月から平成 27 年 6 月までの 1 年間における所定内賃金の労働者一人平均改定額は 7,137 円（平成 26 年 6,688 円）、率で 2.15%（同 2.05%）であった。

改定額のうち「ベースアップ分」は、回答企業の平均で、額が 1,644 円（同 1,179 円）、率が 0.46%（同 0.31%）であった。（表 1、付属集計表第 3 表）

表 1 所定内賃金の労働者一人平均改定額、改定率

(円、%)

産業区分・年	賃金改定額(率)		うちベースアップ分	
	額	率	額	率
調査産業計	7,137	2.15	1,644	0.46
製造業	7,027	2.20	1,437	0.42
平成 26 年				
調査産業計	6,688	2.05	1,179	0.31
製造業	6,380	2.04	1,057	0.34

(注) 改定額は、定期昇給（自動昇給や査定昇給）を含む。

② 賃金表の改定、定期昇給、賃金カット

基本給部分の賃金表ありとする企業は 181 社（集計 216 社の 83.8%）で、そのうち平成 26 年 7 月から平成 27 年 6 月までの 1 年間において、ベースアップを実施した企業は 103 社（賃金表ありとする企業 181 社の 56.9%）、ベースダウンを実施した企業は 1 社（同 0.6%）、賃金表の改定が行われなかった企業は 69 社（同 38.1%）であった。

定期昇給制度がある企業は 172 社となっており、その全ての企業で定期昇給を実施している。

昇給額は「昨年と同額」118 社（実施した企業 172 社の 68.6%）、「昨年比で増額」43 社（同 25.0%）、「昨年比で減額」8 社（同 4.7%）であった。実施時期は「昨年と同時期」165 社（同 95.9%）、「昨年より早い」1 社（同 0.6%）で、「昨年より遅い」企業はなかった。

また、賃金カットを実施した企業は 6 社（集計 213 社の 2.8%）であった。（表 2）

表2 賃金改定の状況
—平成26年7月～平成27年6月—

① 基本給部分の改定

(社、%)

産業区分・年 集計社数	賃金表 あり	賃金改定内容				賃金表 なし
		ベースアッ プ実施	ベースアッ プ実施せず	ベース ダウン	改定なし (据え置き)	
調査産業計 216社 (100.0)	181 (83.8) 〈100.0〉	103 (47.7) 〈56.9〉	78 (36.1) 〈43.1〉	1 (0.5) 〈0.6〉	69 (31.9) 〈38.1〉	35 (16.2)
製造業 130社 (100.0)	111 (85.4) 〈100.0〉	75 (57.7) 〈67.6〉	36 (27.7) 〈32.4〉	1 (0.8) 〈0.9〉	30 (23.1) 〈27.0〉	19 (14.6)
平成26年 調査産業計 219社	188	84	104	2	93	31
製造業 139社	122	67	55	1	50	17

(注) ベースアップを実施しなかった企業の中には、賃金改定の内容について無回答の企業が存在する。

② 定期昇給の実施 (定期昇給制度のある企業)

(社、%)

産業区分・年・ 定期昇給制度 のある企業	実施あり	昇給額			実施時期			実施なし
		昨年と 同額	昨年比 増額	昨年比 減額	昨年と 同時期	昨年より 遅い	昨年より 早い	
調査産業計 172社 (100.0)	172 (100.0) 〈100.0〉	118 〈68.6〉	43 〈25.0〉	8 〈4.7〉	165 〈95.9〉	— 〈0.0〉	1 〈0.6〉	— (0.0)
製造業 108社 (100.0)	108 (100.0) 〈100.0〉	73 〈67.6〉	28 〈25.9〉	4 〈3.7〉	101 〈93.5〉	— 〈0.0〉	1 〈0.9〉	— (0.0)
平成26年 調査産業計 180社	180	119	38	10	166	1	1	—
製造業 118社	118	82	23	6	107	1	1	—

(注) 定期昇給の昇給額及び実施時期については無回答の企業が存在する。

③ 賃金カットの実施 (社、%)

産業区分・年 集計社数	実施あり	実施なし
調査産業計 213 社 (100.0)	6 (2.8)	207 (97.2)
製造業 130 社 (100.0)	1 (0.8)	129 (99.2)
平成 26 年 調査産業計 212 社	5	207
製造業 135 社	3	132

(2) 平成 27 年春闘における賃金に関する要求の有無、要求内容、要求方式及び妥結状況

平成 27 年春闘において、労働組合から賃金に関する要求があったとする企業は 184 社（集計 219 社の 84.0%）で、要求内容は「ベースアップの実施」147 社（要求があった企業 184 社の 79.9%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」118 社（同 64.1%）、「その他」25 社（同 13.6%）となっている。

また、要求方式は「平均賃上げ方式」120 社（同 65.2%）、「個別賃上げ方式」36 社（同 19.6%）であった。

要求があった企業のうち、交渉が妥結したとする企業は 182 社（要求があった企業 184 社の 98.9%）で、妥結内容は「ベースアップの実施」106 社（妥結企業 182 社の 58.2%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」127 社（同 69.8%）、「その他」36 社（同 19.8%）であった。（表 3）

表3 春闘における賃金に関する要求の有無、要求内容、要求方式及び妥結状況

(社、%)

産業区分・年 集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)			要求方式(複数回答)			要求 なし
		ベースアッ プの実施	定期昇給の 実施・賃金 体系維持	その他	平均 賃上げ 方式	個別 賃上げ 方式	その他	
調査産業計 219 社 (100.0)	184 (84.0) 〈100.0〉 《100.0》	147 〈79.9〉	118 〈64.1〉	25 〈13.6〉	120 《65.2》	36 《19.6》	28 《15.2》	35 (16.0)
製造業 133 社 (100.0)	117 (88.0) 〈100.0〉 《100.0》	91 〈77.8〉	83 〈70.9〉	16 〈13.7〉	83 《70.9》	24 《20.5》	13 《11.1》	16 (12.0)
平成 26 年 調査産業計 220 社	181	131	108	28	123	31	26	39
製造業 140 社	123	91	77	18	88	21	12	17

産業区分・年	要求あり (再掲)	妥結あり	妥結内容(複数回答)			妥結なし
			ベースアッ プの 実施	定期昇給の実施・ 賃金体系維持	その他	
調査産業計	184 (100.0)	182 (98.9) 《100.0》	106 《58.2》	127 《69.8》	36 《19.8》	1 〈0.5〉
製造業	117 (100.0)	115 (98.3) 《100.0》	75 《65.2》	89 《77.4》	17 《14.8》	1 〈0.9〉
平成 26 年 調査産業計	181	175	91	125	31	6
製造業	123	119	72	85	19	4

(注) 〈 〉及び《 》内の数値については複数回答や無回答の企業が存在するため必ずしも 100 にならない。

(3) 平成 26 年年末一時金、平成 27 年夏季一時金

平成 26 年年末一時金の一人平均支給額は 832.3 千円(平成 25 年年末一時金 813.7 千円)、月収換算 2.4 か月分(同 2.3 か月分)となった。

平成 27 年夏季一時金の一人平均支給額は 886.0 千円(平成 26 年夏季一時金 880.9 千円)、月収換算 2.5 か月分(同 2.4 か月分)となった。(表 4、付属集計表第 2 表)

表4 年末・夏季一時金平均支給額

① 年末一時金				② 夏季一時金 (社、千円、月分)			
産業区分	集計社数	支給額	月収換算	産業区分	集計社数	支給額	月収換算
平成26年年末 調査産業計	202	832.3	2.4	平成27年夏季 調査産業計	202	886.0	2.5
製造業	127	794.0	2.4	製造業	126	820.3	2.5
平成25年年末 調査産業計	205	813.7	2.3	平成26年夏季 調査産業計	204	880.9	2.4
製造業	133	768.6	2.3	製造業	132	814.0	2.4

(注1) 「平成26年年末」とは平成26年9月～平成27年2月、「平成27年夏季」とは平成27年3月～8月の期間をいう。その前年についても同様。

(注2) 月収換算とは一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率をいう。

(4) モデル所定内賃金

「モデル所定内賃金」は、学校を卒業後、直ちに入社して継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数別）に該当する者の所定内賃金をいう。

モデル所定内賃金を年齢別（5歳刻み）にみると、大学卒事務・技術（総合職）及び高校卒事務・技術（総合職）のピークとなる年齢はいずれも55歳で、それぞれ623.5千円、472.7千円となっている。高校卒生産のピークは60歳で397.0千円となっている。

モデル所定内賃金の年齢間格差を22歳に対する55歳の倍率でみると、大学卒事務・技術（総合職）は2.92倍、高校卒事務・技術（総合職）2.40倍、高校卒生産2.08倍となっている。

学歴間格差を大学卒事務・技術（総合職）を100としてみると、22歳では高校卒事務・技術（総合職）92.0、高校卒生産89.1、55歳では75.8、63.5となっている。（表5、付属集計表第4表）

表5 モデル所定内賃金

(千円、倍)

年齢区分	大学卒事務・技術 (総合職) (集計178社)	高校卒事務・技術 (総合職) (85社)	高校卒生産 (82社)
18歳	—	168.2	166.6
22歳	213.7	196.7	190.4
35歳	397.5	329.4	301.2
40歳	471.9	371.6	337.7
45歳	550.2	421.0	368.2
50歳	608.5	462.8	387.1
55歳	623.5	472.7	396.0
60歳	578.8	449.5	397.0
22歳の水準に対する倍率 55歳/22歳			
	2.92	2.40	2.08
大学卒事務・技術（総合職）を100とした水準			
22歳	100.0	92.0	89.1
55歳	100.0	75.8	63.5

2 退職金、年金及び定年制事情調査

(1) 退職一時金、退職年金制度の採用状況

退職一時金、退職年金制度の採用状況をみると、「退職一時金制度のみ」12社（集計217社の5.5%）、「退職年金制度のみ」18社（同8.3%）、「両制度の併用」187社（同86.2%）となっている。（表6）

表6 退職一時金、退職年金制度の採用状況

産業区分・年	集計社数	(社、%)		
		退職一時金制度のみ	退職年金制度のみ	両制度の併用
調査産業計	217 (100.0)	12 (5.5)	18 (8.3)	187 (86.2)
製造業	131	8	15	108
平成25年				
調査産業計	214	12	14	188
製造業	136	10	10	116

退職一時金制度を採用している企業について退職一時金の算定方法をみると、「退職時の賃金を算定の基礎に用いる」企業は28社（制度を採用している企業199社のうち算定基礎について回答した192社の14.6%）で、「算定の基礎に用いない」企業が172社（同89.6%）となっている。退職時の賃金を算定の基礎に用いない場合の算定方法として点数（ポイント）方式を採用している企業が134社（退職時の賃金を算定の基礎に用いない企業172社の77.9%）、別テーブル方式を採用している企業が29社（同16.9%）となっている。（表7）

表7 退職一時金の算定方法（複数回答）

産業区分・年	集計社数	(社、%)				
		退職時の賃金を算定の基礎に用いる	退職時の賃金を算定の基礎に用いない	別テーブル方式	点数（ポイント）方式	その他
調査産業計	192 (100.0)	28 (14.6)	172 (89.6) <100.0>	29 (15.1) <16.9>	134 (69.8) <77.9>	13 (6.8) <7.6>
製造業	113	18	100	17	79	5
平成25年						
調査産業計	197	26	171	26	126	18
製造業	124	16	108	19	77	12

（注1） 「その他」には、複数の方式を混在させた方式等が含まれる。

（注2） 平成27年調査から複数回答方式で調査している。

退職年金制度を採用している企業について採用している退職年金をみると、確定給付企業年金は規約型が103社（制度を採用している企業205社の50.2%）、基金型が67社（同32.7%）、企業型確定拠出年金は127社（同62.0%）等となっている。（表8）

表8 採用している退職年金（複数回答）

(社、%)

産業区分・年	退職年金制度を採用している社数	確定給付企業年金	確定給付企業年金		企業型確定拠出年金	その他の年金
			(規約型)	(基金型)		
調査産業計	205 (100.0)	170 (82.9)	103 (50.2)	67 (32.7)	127 (62.0)	3 (1.5)
製造業	123	104	54	50	80	1
平成25年調査産業計	202	174	98	76	107	9
製造業	126	110	54	56	70	3

(注) 「その他の年金」には、厚生年金基金や企業独自の年金等が含まれる。

(2) モデル退職金

「モデル退職金」は学校を卒業後直ちに入社し、その後標準的に昇進した者で、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数別）に該当する者の退職金をいう。

定年退職した場合の退職金額と月収換算（退職時のモデル所定内賃金に対する倍率）をみると、大学卒事務・技術（総合職）は24,887千円(43.3月分)、高校卒事務・技術（総合職）は22,681千円(46.0月分)、高校卒生産は21,131千円(48.4月分)となっている。（表9、付属集計表第5表）

表9 学歴、職種別モデル退職金額（会社都合）

① 大学卒事務・技術（総合職） (千円、月分)

勤続年数	年齢	退職金額	月収換算
(集計113社)			
3年	25歳	700	2.9
10	32	3,159	9.2
20	42	9,779	19.8
30	52	21,118	34.4
35	57	24,804	42.8
38	60	26,741	46.0
	定年	24,887	43.3

② 高校卒 (千円、月分)

勤続年数	年齢	事務・技術（総合職）		生産	
		退職金額	月収換算	退職金額	月収換算
		(41社)		(48社)	
3年	21歳	504	2.7	587	3.2
10	28	2,267	8.8	2,404	9.8
20	38	7,455	20.9	6,686	20.9
30	48	15,283	35.1	13,562	36.0
35	53	19,885	42.1	16,449	41.7
42	60	23,153	48.3	20,746	48.8
	定年	22,681	46.0	21,131	48.4

(3) 定年制

定年制を採用しているのは217社(集計217社の100.0%)で、年齢は「60歳」が207社(同95.4%)となっている。

選択定年制(早期退職優遇制度)を採用しているのは111社(集計216社の51.4%)で、そのうち退職一時金の優遇措置があるのは104社(制度がある111社の93.7%)となっており、その中で年齢に応じて一時金を加算する企業が48社(同43.2%)、支給率を加算し定年退職扱いにする企業が47社(同42.3%)、実勤務年数に定年までの年数を加算する企業が15社(同13.5%)等となっている。退職年金の優遇措置があるのは13社(同11.7%)となっている。(表10)

表10 選択定年制による早期退職者に対する優遇措置(複数回答)

(社、%)

産業区分・年	選択定年制を採用している社数	退職一時金の優遇あり	定年退職と同等に扱う	勤続年数の加算	年齢に応じた加算	その他	退職年金の優遇あり	その他の優遇あり
調査産業計	111 (100.0)	104 (93.7)	47 (42.3)	15 (13.5)	48 (43.2)	23 (20.7)	13 (11.7)	12 (10.8)
製造業 平成25年	63	58	27	7	32	14	6	7
調査産業計	117	107	54	22	—	64	8	9
製造業	72	65	35	14	—	41	2	8

(注) 平成25年調査では「年齢に応じた加算」の項目について調査していない。

(4) 継続雇用制度

継続雇用制度を採用しているのは214社で、継続雇用制度を採用している全ての企業で「再雇用制度」を採用している。

再雇用時の雇用・就業形態で最も多いのは「嘱託社員」とする企業が116社(集計213社の54.5%)、「契約社員」55社(同25.8%)、「正社員」13社(同6.1%)等となっている。(表11)

表11 再雇用時において最も多い雇用・就業形態

(社、%)

産業区分・年	集計社数	正社員	契約社員	嘱託社員	パート・アルバイト	子会社・関連会社の従業員	その他
調査産業計	213 (100.0)	13 (6.1)	55 (25.8)	116 (54.5)	8 (3.8)	12 (5.6)	9 (4.2)
製造業 平成25年	129	9	37	67	3	7	6
調査産業計	204	16	50	106	12	11	9
製造業	128	12	33	61	6	8	8

(注) 「子会社・関連会社の従業員」には、雇用形態にかかわらず子会社や関連会社で再雇用される労働者全てを含む。

(付属集計表)

第1表 1社当たり労働者数・性別構成、平均年齢及び平均勤続年数

第2表 一時金

産 業	1社当たり常用労働者数		性別構成 (計=100.0)			年 齢		勤 続 年 数		産 業	平成26年年末			平成27年夏季		
	集 計 社 数 (社)	(人)	集 計 社 数 (社)	男	女	集 計 社 数 (社)	平均年齢 (歳)	集 計 社 数 (社)	平均勤続 年 数 (年)		集 計 社 数 (社)	一 人 平均額 (千円)	月 収 換 算 (月分)	集 計 社 数 (社)	一 人 平均額 (千円)	月 収 換 算 (月分)
1 調 査 産 業 計	219	4,875	212	83.0	17.0	216	40.2	216	17.5	1 調 査 産 業 計	202	832.3	2.4	202	886.0	2.5
2 鉱 業	2	1,440	2	89.0	11.0	1	*	2	16.2	2 鉱 業	2	1,022.5	2.6	2	1,047.3	2.7
3 製 造 業	133	5,326	130	86.0	14.0	133	39.9	132	17.3	3 製 造 業	127	794.0	2.4	126	820.3	2.5
4 食 品 ・ たばこ	17	2,805	17	78.5	21.5	17	38.6	17	16.2	4 食 品 ・ たばこ	15	859.3	2.6	14	813.1	2.4
5 織 維	11	1,417	11	79.8	20.2	11	40.2	11	17.2	5 織 維	11	640.1	2.0	11	663.3	2.1
6 印 刷	3	7,070	3	83.1	16.9	3	40.4	3	15.2	6 印 刷	3	568.9	1.6	3	574.2	1.6
7 パルプ・製紙	3	2,463	3	90.1	9.9	3	38.5	3	15.9	7 パルプ・製紙	3	703.3	2.3	3	711.7	2.4
8 化 学	26	2,083	26	85.5	14.5	26	39.4	25	17.1	8 化 学	25	799.4	2.2	25	813.0	2.3
9 薬 品	5	3,830	5	71.3	28.7	5	39.3	5	15.2	9 薬 品	4	1,229.0	3.1	4	1,271.3	3.1
10 石 油	3	2,244	3	86.0	14.0	3	39.4	3	18.4	10 石 油	2	736.3	2.0	2	829.6	2.1
11 ゴ ム	2	6,949	2	91.8	8.2	2	37.9	2	12.4	11 ゴ ム	2	687.0	2.2	2	792.7	2.5
12 窯業・土石製品	6	5,730	6	79.4	20.6	6	40.7	6	18.1	12 窯業・土石製品	6	815.8	2.7	6	903.8	3.0
13 製鉄・製鋼	7	5,017	7	91.6	8.4	7	38.0	7	16.9	13 製鉄・製鋼	7	644.7	2.1	7	730.9	2.4
14 非鉄金属	3	1,235	3	87.5	12.5	3	38.5	3	16.5	14 非鉄金属	2	711.8	2.5	2	776.8	2.8
15 機 械	14	3,360	14	87.6	12.4	14	39.9	14	15.9	15 機 械	15	788.0	2.4	15	814.4	2.4
16 電 気 機 器	15	13,008	12	84.5	15.5	15	42.3	15	19.6	16 電 気 機 器	15	895.1	2.6	15	909.6	2.7
17 車 輛 ・ 自 動 車 18 造 船	14	13,235	14	90.0	10.0	14	38.7	14	17.1	17 車 輛 ・ 自 動 車 18 造 船	13	821.0	2.5	13	864.5	2.7
19 建 設	4	5,493	4	90.7	9.3	4	36.4	4	12.7	19 建 設	4	647.0	2.3	4	742.2	2.6
20 銀 行	11	4,396	9	89.7	10.3	10	41.8	10	18.3	20 銀 行	8	848.7	1.7	9	925.6	1.9
21 保 険	4	3,537	4	55.7	44.3	4	38.8	4	15.2	21 保 険	3	998.8	2.6	3	1,028.1	2.7
22 私鉄・バス	4	12,100	4	50.9	49.1	4	42.0	4	12.6	22 私鉄・バス	2	641.5	1.5	2	698.9	1.6
23 貨物運送	19	2,856	18	93.6	6.4	19	41.1	19	19.0	23 貨物運送	16	732.7	2.3	16	681.8	2.1
24 海運・倉庫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24 海運・倉庫	1	*	*	1	*	*
25 電 力	6	601	6	68.1	31.9	6	38.1	6	14.9	25 電 力	6	1,092.7	2.5	6	1,135.7	2.6
26 ガ ス	8	10,705	8	89.4	10.6	8	40.1	8	20.3	26 ガ ス	6	381.2	1.0	6	396.5	1.0
27 百貨店・スーパー	3	3,590	3	85.9	14.1	3	43.5	3	22.3	27 百貨店・スーパー	3	786.3	2.4	3	773.3	2.3
28 商 事	7	3,868	7	54.8	45.2	6	42.6	6	20.4	28 商 事	6	646.7	1.9	6	668.7	1.9
29 新聞・放送	7	3,699	7	73.5	26.5	7	41.2	7	16.9	29 新聞・放送	7	1,948.9	3.6	7	2,952.0	5.2
30 ホテル・旅行	5	3,260	4	83.4	16.6	5	41.0	5	17.6	30 ホテル・旅行	5	1,249.2	3.6	5	1,254.1	3.7
31 情報サービス	4	1,980	4	51.3	48.7	4	33.8	4	10.1	31 情報サービス	4	502.1	1.9	4	468.9	1.7
32 飲食・娯楽	4	2,066	4	81.8	18.2	4	38.6	4	16.2	32 飲食・娯楽	4	771.7	2.4	4	781.9	2.4
33 その他のサービス	1	*	1	*	*	1	*	1	*	33 その他のサービス	1	*	*	1	*	*

(注) 平均年齢及び平均勤続年数は調査対象企業の全常用労働者数の加重平均で算出している。

(注) 1 平成26年年末とは、平成26年9月～平成27年2月の間に、平成27年夏季とは、平成27年3月～8月の間に支給された一時金である。なお、賃金増額に伴う遡及額分、創立記念一時金などの一時金は含まれていない。
2 月収換算は、一時金支給時の所定内賃金月額に対する倍率であり、一時金の算定基礎給に対する倍率（妥結月数、支給月数）とは異なる。

第3表 平均賃金及び賃金改定状況

産 業	平 均 賃 金				所 定 内 賃 金 改 定 状 況						産 業
	集計社数	所 定 内	集計社数	所 定 外	集計社数	改定額	うちベース アップ分	集計社数	改定率	うちベース アップ分	
1 調査産業計	202	366.3	194	67.1	166	7,137	1,644	138	2.15	0.46	1
2 鉱業	2	389.2	2	55.9	2	6,127	500	2	1.51	0.15	2
3 製造業	124	349.2	116	64.8	109	7,027	1,437	91	2.20	0.42	3
4 食品・たばこ	17	331.6	15	71.7	16	7,548	1,096	14	2.33	0.33	4
5 繊維	10	336.2	10	32.8	10	6,599	1,224	10	2.17	0.40	5
6 印刷	3	363.6	3	70.1	2	7,083	2,000	1	*	*	6
7 パルプ・製紙	3	312.8	3	70.0	2	6,297	1,000	2	2.17	0.36	7
8 化学	24	357.0	22	48.4	19	6,465	1,550	16	1.92	0.34	8
9 薬品	5	457.8	4	34.0	4	8,446	550	2	2.18	0.17	9
10 石油	3	374.7	3	99.2	1	*	*	1	*	*	10
11 ゴム	2	329.4	2	51.5	2	5,439	1,000	1	*	*	11
12 窯業・土石製品	5	354.9	5	38.3	6	8,002	1,749	6	2.61	0.52	12
13 製鉄・製鋼	6	316.4	5	76.9	7	4,969	875	5	1.63	0.29	13
14 非鉄金属	3	292.8	3	49.4	2	5,353	1,102	1	*	*	14
15 機械	14	362.8	13	39.7	13	8,146	1,921	11	2.49	0.51	15
16 電気機器	11	353.6	11	78.6	9	7,026	1,861	10	2.21	0.71	16
17 車輛・自動車	14	344.8	13	72.3	12	7,421	2,175	9	2.34	0.78	17
18 造船	4	299.5	4	62.2	4	6,800	1,175	2	2.44	0.35	18
19 建設	10	451.4	10	61.2	9	12,040	4,848	7	2.72	0.93	19
20 銀行	3	383.5	3	50.3	3	3,128	0	2	1.30	—	20
21 保険	2	409.2	2	48.7	—	—	—	—	—	—	21
22 私鉄・バス	19	350.8	19	73.0	11	4,842	1,350	7	1.53	0.45	22
23 貨物運送	—	—	—	—	1	*	*	—	—	—	23
24 海運・倉庫	6	448.2	5	47.3	6	8,142	2,825	5	2.49	0.54	24
25 電力	8	389.2	8	96.3	2	2,900	—	2	1.06	—	25
26 ガス	—	—	1	*	1	*	*	1	*	*	26
27 百貨店・スーパー	7	363.8	7	23.1	7	5,866	1,142	7	1.83	0.39	27
28 商事	7	564.4	7	37.1	2	16,233	0	2	4.60	0.00	28
29 新聞・放送	5	408.8	5	152.4	4	7,113	0	5	1.38	0.00	29
30 ホテル・旅行	4	268.0	4	54.6	3	4,702	2,909	3	1.68	1.13	30
31 情報サービス	3	307.7	3	70.0	4	9,840	2,730	2	3.33	0.94	31
32 飲食・娯楽	1	*	1	*	1	*	*	1	*	*	32
33 その他のサービス	1	*	1	*	1	*	*	1	*	*	33

(注) 1 賃金改定額の対象は、平成26年7月から平成27年6月までの間に額の決定をみたものであり、ベースアップのほか、定期昇給分や査定昇給分等を含めたものである。

2 「うちベースアップ分」は改定額(率)の内数として回答できる場合にのみ回答を得ている。

第4表 モデル所定内賃金

年 齢	大学卒 事務・技術			高校卒 事務・技術			高校卒 生産
	勤 続 年 数 (年)	総合職	一般職	勤 続 年 数 (年)	総合職	一般職	
		所定内 賃 金 (千円)	所定内 賃 金 (千円)		所定内 賃 金 (千円)	所定内 賃 金 (千円)	所定内 賃 金 (千円)
調査産業計							
		(集計178社)	(40社)		(85社)	(64社)	(82社)
18 歳	—	—	—	0	168.2	165.8	166.6
20	—	—	—	2	181.0	175.6	177.7
22	0	213.7	197.6	4	196.7	187.3	190.4
25	3	244.9	220.7	7	218.4	204.4	208.9
30	8	321.3	259.9	12	280.4	245.2	261.0
35	13	397.5	292.7	17	329.4	285.5	301.2
40	18	471.9	326.4	22	371.6	314.6	337.7
45	23	550.2	354.5	27	421.0	345.5	368.2
50	28	608.5	379.8	32	462.8	366.3	387.1
55	33	623.5	383.9	37	472.7	380.0	396.0
60	38	578.8	368.7	42	449.5	375.4	397.0
うち製造業							
		(集計112社)	(22社)		(58社)	(45社)	(70社)
18 歳	—	—	—	0	169.3	167.4	166.6
20	—	—	—	2	181.8	177.6	176.9
22	0	215.2	204.6	4	197.6	188.8	190.4
25	3	244.8	227.4	7	219.8	205.8	209.4
30	8	321.0	272.0	12	283.4	248.7	263.7
35	13	389.9	308.4	17	334.1	293.4	303.4
40	18	462.8	351.7	22	371.4	326.4	340.1
45	23	527.0	390.9	27	423.8	355.3	368.4
50	28	585.6	425.4	32	460.8	369.0	389.1
55	33	613.1	441.5	37	471.8	382.9	397.4
60	38	581.2	407.0	42	455.4	373.8	394.9

(注) 各労働者区分における集計社数は、いずれかの年齢でモデル所定内賃金の回答を得た社数である。

第5表 モデル退職金

勤続年数 (年)	大学卒								高校卒																							
	事務・技術労働者(総合職)								事務・技術労働者(総合職)				事務・技術労働者(一般職)				生産労働者															
	会社都合		自己都合		会社都合		自己都合		会社都合		自己都合		会社都合		自己都合																	
	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)	退職金 総額 (千円)	月収 換算 (月分)																
調査産業計																																
	(集計113社)				(112社)				(41社)				(40社)				(39社)				(39社)				(48社)				(47社)			
3	25	700	2.9	344	1.3	21	504	2.7	265	1.4	521	2.9	226	1.2	587	3.2	251	1.4														
5	27	1,199	4.3	652	2.1	23	920	4.5	520	2.5	875	4.5	433	2.2	992	5.1	446	2.3														
10	32	3,159	9.2	1,922	5.0	28	2,267	8.8	1,416	5.5	2,122	9.1	1,239	5.3	2,404	9.8	1,253	5.1														
15	37	6,045	14.4	4,220	9.0	33	4,214	13.5	2,941	9.3	4,039	14.3	2,879	10.2	4,416	15.3	2,716	9.5														
20	42	9,779	19.8	8,120	14.4	38	7,455	20.9	6,045	16.9	6,618	21.0	5,574	17.7	6,686	20.9	5,060	15.9														
25	47	14,712	26.5	12,904	20.2	43	11,323	28.6	9,784	24.7	10,123	28.7	9,098	25.8	10,111	28.5	8,507	24.0														
30	52	21,118	34.4	19,422	27.4	48	15,283	35.1	13,557	31.0	13,163	35.0	12,375	32.9	13,562	36.0	11,929	31.7														
35	57	24,804	42.8	23,765	33.6	53	19,885	42.1	18,322	38.7	16,668	43.0	16,354	41.6	16,449	41.7	15,534	39.1														
38	60	26,741	46.0	26,079	45.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—														
42	—	—	—	—	—	60	23,153	48.3	22,279	46.1	20,456	51.4	20,053	50.8	20,746	48.8	19,749	47.0														
—	定年	24,887	43.3	—	—	定年	22,681	46.0	—	—	20,188	50.8	—	—	21,131	48.4	—	—														
うち製造業																																
	(集計71社)				(69社)				(26社)				(24社)				(24社)				(24社)				(41社)				(41社)			
3	25	767	3.2	347	1.5	21	560	3.0	255	1.4	479	2.7	238	1.3	588	3.2	253	1.4														
5	27	1,338	4.8	675	2.4	23	1,003	4.9	509	2.5	847	4.4	464	2.4	1,013	5.2	458	2.4														
10	32	3,503	10.2	1,949	5.7	28	2,438	9.6	1,338	5.3	2,055	8.9	1,199	5.2	2,446	10.0	1,266	5.2														
15	37	6,638	15.8	4,219	10.1	33	4,675	15.1	2,933	9.5	3,923	14.1	2,749	9.9	4,485	15.5	2,723	9.4														
20	42	10,415	21.3	8,172	16.6	38	7,774	21.9	5,718	16.1	6,782	21.2	5,328	16.7	7,029	21.5	5,191	15.9														
25	47	15,292	27.9	12,970	23.7	43	11,847	30.3	9,682	24.8	9,755	27.7	8,427	24.0	10,558	29.1	8,755	24.2														
30	52	21,427	36.0	19,274	32.3	48	15,596	35.8	13,321	30.6	13,073	34.2	12,059	31.6	14,170	36.5	12,316	31.8														
35	57	25,647	44.4	24,225	42.5	53	20,199	44.0	17,660	38.4	16,391	42.0	15,729	40.3	17,274	42.6	15,922	39.4														
38	60	29,542	50.2	28,574	49.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—														
42	—	—	—	—	—	60	25,217	55.8	23,577	51.5	20,498	52.0	20,498	52.0	20,653	48.9	20,010	47.4														
—	定年	28,606	52.4	—	—	定年	24,039	58.3	—	—	20,763	53.8	—	—	21,873	50.1	—	—														

- (注) 1 退職一時金制度(退職年金制度との併用を含む。)を採用している企業のうち、退職金額と当該勤続年数のモデル所定内賃金の両方に回答のある社を集計した。
 2 退職金総額は、年金分はその現価額とし、労働者の拠出に係る部分を除く。
 3 月収換算は、退職金額を当該勤続年数におけるモデル所定内賃金で除した月数である。
 4 各労働者区分における集計社数は、いずれかの年齢でモデル退職金の回答を得た社数である。

(参 考) 時系列表

表番号は本文の表番号と同じ。

表1 所定内賃金の労働者一人平均改定額、改定率

(円、%)

年	改定額及び改定率			
			うちベースアップ分	
	改定額	改定率	額	率
平成				
23 年	6,138	1.91	75	0.01
24	6,019	1.89	66	0.03
25	6,003	1.89	80	0.05
26	6,688	2.05	1,179	0.31
27	7,137	2.15	1,644	0.46

(注) 改定額は、定期昇給（自動昇給や査定昇給）を含む。

表4 年末・夏季一時金平均支給額

(千円、月分)

年	年末		夏季		年間計	
	金額	月収 換算	金額	月収 換算	金額	月収 換算
平成						
23 年	815.8	2.4	838.1	2.4	1,653.9	4.8
24	798.4	2.4	824.5	2.4	1,622.9	4.8
25	813.7	2.3	800.3	2.3	1,614.0	4.6
26	832.3	2.4	880.9	2.4	1,713.2	4.8
27	—	—	886.0	2.5	—	—

(注) 月収換算とは一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率をいう。

この調査に関するご質問・ご照会は、下記にお願いします。

〒105-0011 東京都港区芝公園1-5-32

中央労働委員会事務局

総務課広報調査室

電話 (03) 5403-2142～2144 (ダイヤル)